平成２８年（フ）第４５２号
堺市北区新金岡町２丁１番７―175号
債務者　尾松　　茂
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４５７号
大阪府柏原市太平寺１丁目11番５―105号
泉ハイツ、前住所大阪府柏原市太平寺２丁目７番43号　ドーマシャンテ　105号
債務者　吉田　都子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５４号
千葉県銚子市芦崎町571番地
債務者　稲葉　陽子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３６号
新潟県妙高市諏訪町１丁目８番26号
債務者　乗木　常徳
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第４８号
新潟県上越市大字岩木2201番地13
債務者　伊藤　　舞
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１０４号
静岡県富士宮市小泉2159番地の４　アーバンスクエア102
債務者　山本みのり
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１５３号
愛知県一宮市下田２丁目３番18号　コスモハイツ103号
債務者　山内　良仁
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３２３号
仙台市宮城野区榴岡４丁目８番１―401号
債務者　福田　美香
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３４１号
仙台市太白区袋原字平淵21番地の２　袋原市営住宅２号棟―613
債務者　菊池　励子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５１号
茨城県坂東市幸田16番地２　メゾン小林102
債務者　石塚　昌則
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第５３号
茨城県桜川市真壁町田89―３、住民票上の住所茨城県東茨城郡城里町大字那珂西1351番地の１
債務者　磯邊　春江
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第６２号
茨城県古河市尾崎4327番地19
債務者　秋葉　克巳
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第６３号
茨城県古河市中田240番地２　サンモールコーポ103号
債務者　芦萱　義幸
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第６５号
茨城県結城郡八千代町大字村貫158番地１
債務者　中茎　清美
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第２４号
千葉県館山市北条954番地の５　フォレストコート２―101
債務者　山野井いくみ（旧姓軽部）
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第１３４号
新潟市江南区沢海１丁目８番８号
債務者　渡辺　勝栄
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４９号
山梨県甲府市飯田３丁目４番16号
債務者　長田　政彦
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係